

(案)

令和8年 月 日

犬山市水道事業

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市水道事業経営戦略検討委員会

委員長 岡 田 和 明

犬山市水道事業経営戦略改定等に関する意見について

令和7年8月4日付け7犬水第116号で当委員会の意見を求められたこのこと  
について、別紙のとおり意見書を提出します。

## はじめに

犬山市の水道事業は、昭和7年12月に旧犬山町営として開始されて以来、市民生活に欠くことのできない水を供給してきた。この間、市内各地区の簡易水道の統合、県営水道からの受水の導入、自己水源井戸の整備等、5期にわたる拡張事業によって、現在の給水普及率は99.8%となっている。

犬山市では、平均的な一般家庭で使用した場合に愛知県内で最も安いなど、全国でも指折りの低廉な料金を維持してきたが、人口減少による水道料金収入が減少する一方で、物価の高騰により支出の増加が続き、また今後は住宅団地などの水道管の多くが更新時期を迎える等、水道事業の経営は厳しさを増している。

「経営戦略」は、地方公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、その中心となる「投資・財政計画」は、水道管の更新など設備投資の見通しを試算した計画と、料金収入など財源の見通しを試算した計画とを構成要素とし、維持管理など水道事業の運営に必要な経費を含め、収入と支出とが均衡するように調整した、中長期の収支計画である。

「犬山市水道事業経営戦略」は、令和2年度に策定された後現在に至るまでに、水道事業を取り巻く経営環境が大きく変化し、計画の見直しが必要となっている。

このような状況を踏まえ、令和7年8月4日に犬山市長より、今後の収支見通しや料金のあり方を含め、「犬山市水道事業経営戦略」を改定するにあたり当委員会の意見を求められた。

当委員会では、水道事業の現状及び今後の見通しに関する資料等に基づき、経営の安定化を図り将来にわたって安心・安全な水道水の供給を継続するため、水道料金の見直しも含め、経営戦略改定案について慎重に検討を重ねてきたので、委員会の総意として、ここに意見書を提出する。

## 犬山市水道事業経営戦略について

犬山市水道事業経営戦略の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間である。計画目標年度（令和17年度。以下「目標年度」という。）における給水人口は67,297人で、令和6年度と比較して（以下「現行比」という。）3,770人の減少と推計される。また給水人口の減少に伴い、目標年度の水道料金収入は約9億8,500万円で現行比800万円の減少が見込まれている。

計画期間中の更新投資額の算定にあたり、水道施設の8割を占める管路では、管の材質により加重平均した犬山市の実績データを踏まえて72年を実耐用年数とし、この実耐用年数をもって更新基準年数に設定する。この場合、法定耐用年数より長い実耐用年数の周期で更新し、管路経年化率（法定耐用年数を超えた管路）は一定の上昇を

計画の範囲内として許容することとなるため、その妥当性について、経年化率の上昇率や漏水の発生状況等をモニタリングし、その状況を公表するなど市民への説明責任を果たしていく必要がある。

現在までの実績を見ると、平成27年度（管路経年化率1.43%）と令和6年度（同16.32%）の水道管本管の漏水発生件数はいずれも18件と横ばいで増加傾向は見られないため、今後も漏水調査によって個別の漏水発生個所の特定と速やかな修繕に努めていく必要がある。

また、更新基準年数を迎えた管路の更新に加え、重要度・優先度を考慮して重要給水施設へ接続する管路など更新の優先箇所については、経過年数にかかわらず工事を前倒しして耐震管への布設替えを進めるものとする。これら老朽化対策と耐震化を合計した計画期間中の管路更新投資額は約32億円と見込まれる。

管路以外の浄水場等の施設についてはポンプ等の設備ごとに寿命が異なるため、これまで同様、施設全体の一括建て替えを特定年度に計上するのではなく、設備ごとの年数に応じて毎年継続的に更新を行い、更新投資額の平準化を図るものとし、計画期間中の投資額は約10億円となる見込みである。

これらの財源を確保し毎年継続して設備更新を行う必要があるとともに、維持管理費についても、諸物価の高騰により、県営水道からの受水費や電気料金などの支出が増加するため、目標年度における総費用は約13億2,300万円（当年度純損失約1億6,600万円）と見込まれるが、これに対する経費削減の努力として、目標年度における有収率を91%（現行比+6.8%）まで改善し、総費用を約12億9,700万円（当年度純損失約1億4,000万円）に圧縮することが必要である。また、県営水道は自己水源と比較して割高であることに鑑み、人口減少に伴う給水量の減少に対しては自己水源からの配水量を維持しつつ県営水道受水量を減らすなど、自己水源を許認可の範囲内で最大限活用していくことが求められる。

しかし、諸物価の著しい高騰により、経費の削減努力を前提としても、水道施設の老朽化を防ぎ将来にわたって安定的な水道の供給により市民生活を支えるため、必要な更新投資財源を確保して健全な事業経営を維持できるように料金回収率100%の水準を確保するためには、料金体系の見直しを避けることはできない状況となっている。

よって、水道料金体系を次のとおり見直すことを提言する。

## 水道料金体系の見直し

### (1) 見直しの実施時期

- ・令和9年4月

犬山市水道事業の決算は令和6年度に当年度純損失に転じ、物価の動向から見ても、今後も赤字が拡大していく見通しで、早急に収支の改善を必要としていることから、令和9年4月から料金を改定できるよう進める必要がある。

## (2) 料金算定期間

- ・令和9年度から令和13年度までの5年間

料金算定期間を3年から5年とする水道法の規定及び10年間を計画期間とする経営戦略について今後も中間年での定期見直しを予定していることを踏まえ、料金算定期間を5年間とすることが適当である。

## (3) 料金制度の基本的枠組み

- ・基本料金と従量料金からなる料金制度

水道料金算定の基本的な考え方は、料金算定期間中に必要となるコストの総額を、同期間中に売上となることが見込まれる使用水量に対して配分し、使用者がそれぞれの使用した水量に対して応分の負担をする総括原価方式である。コストはその性質により、給水契約1件あたり固定的なものと、使用水量に応じて増減するものとに分けられ、それぞれ基本料金と従量料金に配分することが適当である。

水道施設（インフラ）の規模は、最大使用量を記録する日の需要を満たす必要があることから、1日最大使用量に対する平均使用量の割合（負荷率）に応じて、平均使用量相当分を現に使用して恩恵を受けている者が従量料金で負担し、ピーク時を除いて使用しない部分は、全員が基本料金で負担する。

なお、使用水量全体が今後減少傾向にある中、固定収入である基本料金の割合が高い方が経営の安定の上では望ましい。一人暮らし家庭など少量使用者に一定の配慮をしながら、基本料金割合の向上については将来に向けて引き続き検討を進めるべき課題である。

## (4) 料金体系

- ・口径別料金体系

現在、他の自治体では、先に述べたような総括原価方式により、同じ口径のメーターで使用する場合誰が使用しても水道水にかかるコストは同じという考え方から、基本料金はメーター口径別に価格が異なるが、従量料金は用途区分にかかわらず同一価格とした口径別料金体系が主流となっている。

犬山市ではこれまで用途により価格の異なる用途別料金体系を採用してきたが、今回料金の改定（値上げ）を予定しており、その主な要因はコストの増大によるものであることから、市民に負担を求めるにあたりコストの配分がより公平なものとなるよう、原則として口径別料金体系へ移行することが適当である。

ただし、犬山市では、一般家庭向けに基本的な生活用水をより安く供給してきており、家庭で平均的な量を使用した場合の水道料金は、愛知県で最も安い水準となっている。委員会では、水道法がその目的を「豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」と定めていることを踏まえ、一般家庭が必要とする基本的な生活用水を低廉な価格で届ける水道の役割を意識しながら慎重な検討を進めた。

その結果、口径別料金体系への移行にあたっては、次の措置を講ずることが適当であると考える。

(5) 講ずべき措置

①基本水量の廃止

従来は1か月5m<sup>3</sup>まで使っても使わなくても基本料金に含まれていた基本水量を廃止し、全て実際に使用した量に応じた従量料金とし、負担と受益の関係を明確にすることが望ましい。これにより少量使用者が1m<sup>3</sup>でも節水すれば料金の節約に反映されることになる。

②小口径メーターにおける一定の使用量までの従量料金単価の抑制

犬山市では、従来の家事用使用者は全て40mm以下の小口径メーターとなっている。総括原価の配分にあたっては、コスト計算を小口径メーターで一定の使用量以内のグループとそれ以外のグループとに分け、コストをそれぞれのグループに属する使用水量に配分してグループ別に算定を行い「家庭で平均的な量を使用した場合」が属するグループの料金が安価となるような工夫が必要である。

③逡増料金制の維持

逡増料金制は、従量料金において使用水量が増えるほど1m<sup>3</sup>当たりの価格が高くなる制度であり、従来は、人口及び給水量の増加に対して水需要を抑制する効果が期待されていたものである。現在は水需要予測が減少に転じているが、1日最大給水量が多いほど全体の水道施設網に対する負荷が大きく、施設の維持コストが効率的でなくなることに鑑み、家庭向けの少量使用と、大量使用者との間で公平なコスト配分実現のため、逡増料金制を維持して、家庭向けの平均的な使用水量における価格が比較的安価なものとなるように設定することが望ましい。

(6) 新たな水道料金表

以上を踏まえて、水道料金表を次のように改定することを提言する。

(現行)					(見直し案)				
用途区分	基本料金	基本水量	超過水量	超過料金 (m <sup>3</sup> 当たり)	口径区分	基本料金	基本水量	使用水量	従量料金 (m <sup>3</sup> 当たり)
家事用	455円	5 m <sup>3</sup>	6～10m <sup>3</sup>	36円	13～40mm	429円	0 m <sup>3</sup>	1～10m <sup>3</sup>	36円
			11～20m <sup>3</sup>	71円				11～20m <sup>3</sup>	87円
			21～30m <sup>3</sup>	121円				21～30m <sup>3</sup>	149円
			31m <sup>3</sup> ～	141円				31m <sup>3</sup> ～	209円
業務用	575円	5 m <sup>3</sup>	6～10m <sup>3</sup>	61円	50mm	3,560円	0 m <sup>3</sup>	1～10m <sup>3</sup>	149円
			11～20m <sup>3</sup>	131円	75mm	9,458円		11～20m <sup>3</sup>	
			21～30m <sup>3</sup>	166円	100mm	15,158円		21～30m <sup>3</sup>	
			31m <sup>3</sup> ～	191円	31m <sup>3</sup> ～	209円			

(1か月当たり・税抜)

この料金改定により、家庭向けの平均的な使用水量においては、1か月10m<sup>3</sup>使用の場合で税込169円、20m<sup>3</sup>使用の場合で税込345円の負担増となるが、改定後も依然として愛知県内で最も安い水準が維持され、一般家庭に対して一定の負担軽減が図

られていると言える。

また、事業所などでメーター口径50mmの例では、現行の業務用の平均的な使用水量において、1か月500m<sup>3</sup>使用の場合で税込13,904円、1,000m<sup>3</sup>使用の場合で税込23,804円の負担増となるが、改定後も愛知県内の平均よりも安い水準が維持される。

## 付帯意見

委員会では、審議を通じて様々な意見が交わされた。それらの意見を踏まえ、本意見書を提出するにあたり委員会の総意として、次の意見を付する。

### (1) サービス向上の取組みとコスト削減策について

市民に負担増をお願いするということを踏まえて、サービスの向上（例えば、料金収納のキャッシュレス決済の導入・水道と下水道の引き落としを交互にして支払月額を平準化するなど）を図っていくことが求められる。

また、コストの削減（例えば、本管工事と給水引込み管更新の同時施工による漏水予防と総工事費の削減・自己水の最大限活用による県水受水費の削減など）に取り組むとともに、その成果について公表していく必要がある。

### (2) 年次検証の実施と公表について

経営戦略の設備更新計画における実耐用年数は、企業会計上の法定耐用年数を上回るものとなっており、これによる減価償却上の企業会計への影響を含め、検証できる資料を整理し、経営戦略（投資・財政計画）と決算実績との比較・検証を繰り返し実施するPDCAサイクルによって、検証結果を公表していくことが求められる。

### (3) 組織体制を含む今後の経営のあり方の検討について

ウォーターPPPのレベル・範囲（レベル3.5）の内容と、今後の検討課題とする事務局からの説明については了とした。また、愛知県が進める水道広域化の取組みを含め、将来の経営のあり方や組織体制の強化についても今後検討が必要である。これらの検討の際には、国・県の動きや他自治体の動向にのみとらわれるのではなく、そのメリット・デメリットを明らかにした上で、犬山市にとって最も良い選択ができるよう、慎重な検討を加えることが求められる。

### (4) 経営監視体制の整備について

5年ごとの経営戦略策定時だけの検討委員会ではなく、今後も継続的に経営課題について議論するため、上下水道事業経営委員会として、上下水道一体的モニタリングや経営監視の体制を確立していくことが求められる。

以上